

岡谷市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより婚姻数の増加と少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 新婚世帯が結婚を機に新たに住宅を購入又は賃借する際に要した費用のうち、令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に現に支払った住宅の購入費又は賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃料については、夫婦のいずれか又は両方が勤務する事業所から住居費にかかる手当が支給されているときは、当該手当分に相当する額を除く。
- (3) リフォーム費用 住宅の機能の維持又は効用を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除く。
- (4) 引越し費用 第2号の規定による購入又は賃借した住宅への引越しに伴い引越し業者又は運送業者に支払った費用をいう。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助金の対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が42歳以下であること。
- (2) 世帯の所得（所得証明書等をもとに、令和2年分又は令和3年分の夫婦の所得を合算した金額（婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、当該補助金を申請する日において無職の場合は、当該者については所得なしとみなして算出した金額）をいう。以下同じ。）

が420万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、世帯の所得から貸与型奨学金の1年間の返済額を控除した金額が420万円未満であること。

- (3) 対象となる住居が市内にあること。
- (4) 夫婦の双方又は一方が、第5条の規定による交付申請を行うときに、前条の規定による購入又は賃借した住宅に居住し、その居住先が市の住民基本台帳に住所として記録されていること。
- (5) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (6) 過去に内閣府の定める結婚新生活支援事業費補助金交付要綱及び結婚新生活支援事業実施要領に基づいた補助金の交付を受けたことがないこと。
- (7) 市税等の滞納がないこと。
- (8) 夫婦の双方が岡谷市暴力団排除条例（平成24年岡谷市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象世帯の区分等）

第4条 補助対象世帯の区分及び補助金の対象経費等は、次のとおりとする。

補助対象世帯の区分	補助金の対象経費	限度額
(1) 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であって、当該夫婦の婚姻日における年齢が共に39歳以下であり、かつ、世帯の所得が400万未満の世帯	左欄に掲げる婚姻日以降に支払った住居費、リフォーム費用及び引越し費用の合計額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。） ただし、婚姻日より前に取得した住宅及び実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機としたものであること。	30万円
(2) 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を	左欄に掲げる婚姻日以降に支払った住居費、リフォーム	15万円

<p>提出し、受理された夫婦であって、当該夫婦の婚姻日における年齢が共に42歳以下であり、かつ、世帯の所得が420万未満の世帯（前号に規定する世帯を除く。）</p>	<p>ム費用及び引越し費用の合計額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>ただし、婚姻日より前に取得した住宅及び実施したりリフォームにあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機としたものであること。</p>	
--	--	--

（補助金の交付申請及び決定等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岡谷市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 所得証明書等、所得を証明する書類
- (3) 離職票（婚姻を機に離職した場合）
- (4) 無職・無収入申立書兼誓約書（様式第2号）（婚姻を機に離職した場合に限る。）
- (5) 貸与型奨学金の返済を確認できる書類（貸与型奨学金を返済した場合に限る。）
- (6) 住宅の売買契約書及び領収書の写し（住宅購入の場合に限る。）
- (7) 住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し（賃貸借の場合に限る。）
- (8) 住宅手当支給証明書（様式第3号）（賃貸借の場合に限る。）
- (9) リフォームの工事請負契約書又は請書の写し及び領収書の写し（リフォーム費用の場合）
- (10) 引越しに係る費用の領収書の写し（引越し費用の場合）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、岡谷市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第4号。以下「決定等通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による交付申請は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間

に行わなければならない。

(補助金の請求及び交付)

第6条 申請者は、決定等通知書を受理したときは、速やかに岡谷市結婚新生活支援事業補助金請求書(様式第5号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書の提出があったときは、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定等の取消し)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定等に係る条件に違反したとき。

(2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定等を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、当該補助金の交付を受けた者に対し補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。